

事務所窓口業務について
 事務所の営業時間を9時～17時
 に戻します。
 電話での事前予約は引き続き行いま
 すので、よろしくお願ひします。

土建にいざ

埼玉土建一般労働組合新座支部機関紙

発行所

埼玉土建一般労働組合新座支部
 〒352-0011 新座市野火止8-1-27
 TEL048(481)1200 Fax048(477)9088
 発行人 恩田 宏
 編集責任者 岡野 和夫
 7月号 定価30円(購読料は組合費に含まれています)

仲間の団結で逆境をはねのけよう!



小石社労士講師の講演で学習

参加した事業主からは、「自分でもある程度掛けるようになってきたが、役員報酬を変えた事もあり、そこが分からなかった。直接小石社労士と話が来て良かった。」と嬉しい言葉を頂きました。

6月30日、新座支部事務所を会場にして、厚生年金に加入をしている事業所が毎年提出をする算定基礎届の学習会を8社9人の参加で開催しました。

算定基礎とは、社会保険を掛けている人の4月・5月・6月の賃金額を報告し、その平均で9月以降の社会保険の保険料を算出する物です。

まず、木村書記次長から36協定などの事業主の責任や、コロナ関連の助成金の説明を受

けました。その後、書き込み会が始まり、小石社労士が講師となって、算定基礎届とは何か、何を提出するのかの学習と、注意点を説明があり、説明が終わった後には、書き込んだ算定基礎届の個別確認を行いました。



個別相談も行いました

相談する事が出来て
 良かったと声が上がりました
 算定基礎学習書込会

各LINEやホームページのQRコード一覧

下記のQRコードを読み取って頂ければ、各種LINEやホームページよりコロナ関連の情報提供窓口や、コロナ支援関連のホームページ等にアクセスする事が出来ます。

支部LINEやげんまい君LINEではコロナ関連情報を、支部ブログでは新座支部の情報を、経産省・コロナ支援からは援助金・助成金の内容を見る事が出来ますので、ぜひご活用下さい。



支部LINE



支部ブログ



げんまい君LINE



経産省・コロナ支援

6月号機関紙の掲載内容に関するお詫びと訂正

この度、6月号に掲載した新座支部役員一覧の執行委員一覧の所に、御成橋分会の葛城賢児さんの氏名が抜けていました。読者の皆様、並びに関係者の皆様にご迷惑をお掛けした事を、深くお詫び申し上げます。

埼玉土建新座支部からのお知らせ

「ふれあい住宅デー」は中止と中止しました。理由は、毎年6月15日(月)から19日(金)までの5日間、新座市野火止8-1-27の会場で行われていた「ふれあい住宅デー」が、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

住まいの電話相談会

日程：6月15日(月)～19日(金)
 時間：午前10時から午後3時まで
 ※「ホームページ」の欄に詳しく、住宅に関するお問い合わせ先や、相談内容について記載しております。
 埼玉土建一般労働組合新座支部 新座市野火止8-1-27
 TEL: 048-481-1200

毎年の住宅デーでは、市内12会場場で10件以上の住宅相談があり、当該地域の分会の回つてきます。今回、「第43回ふれあい住宅デー」に

あい住宅デー中止」を受けて、「仲間の仕事確保」「市民の住宅要求」の受け皿になるために、急きよ6月15日(月)から19日(金)にかけて「住まいの電話相談会」に取り組まれました。

市民へのアナウンスは地域会場でのお知らせ掲載、特に北東分会では毎年お世話になっている「いなげや 新座東店」の入口2ヶ所にお知らせを掲載しました。また、埼玉土建HP内の支部ブログページにアップしました。

市民からの問い合わせは合計6件で、それぞれ当該地域の分会の仲間に対応することができて、実際に数件が仕事につながりました。新型コロナウイルスの大きな壁が立ち上がり、今回の住宅デーは中止となりましたが、地域に根ざした建設職人と市民をつなぐ「埼玉土建」の真価を発揮できた取り組みとなりました。

各種助成金を活用しよう!

新型コロナウイルス禍により、国・埼玉県・新座市、それぞれで各種助成金の予算が決まってきています。6月30日時点で公開されている各種助成金を紹介しますので、助成金を活用していきましょう。

新座市独自の助成金

事業者家賃支援金

【支援額】

家賃の4分の1

※限度額・一月あたり10万円

【対象者】

(1) 国の持続化給付金の交付を受けた方のうち、事業実態が新座市内にあり、新座市内に事務所又は店舗等を賃借して事業を営んでいる方

※事務所又は店舗として賃借した建物およびこれに付帯する倉庫、駐車場、資材置き場等に係る4・5月分の賃借料

【問合せ先】

新座市経済振興課 048-423-3129

創業者支援金

【支援額】

個人事業主：10万円

法人事業主：20万円

【対象者】

(1) 令和2年1月1日～令和2年5月31日までに新規で創業した方（開業届が必要）

(2) 令和2年5月31日までの期間における任意の月の売上が当初計画として見込んでいた額と比較して20%以上減少している事

(3) 個人事業主は新座市に住民登録がある方、法人は申請時点で新座市に登録がある方

【問合せ先】

新座市経済振興課 048-423-3129

水道基本料金4カ月無料

8月請求分から11月請求分まで免除

出産育児特別給付金

令和2年4月28日～令和3年4月1日までに生まれた子ども1人につき10万円を給付

ひとり親家庭等支援金

直近の年収が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方を対象に、1世帯当たり3万円を給付

中小事業者支援金（新座市）

【支援額】

1事業者：10万円

【対象者】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、減収した市内中小事業者等（個人事業主を含む）を対象として、令和2年のひと月と前年同月を比較して20%以上減収した事業者

【問合せ先】

新座市経済振興課 048-423-3129

新座市の検討中の助成制度

詳細な内容や開始時期については、今後新座市のホームページ等でお知らせがされますので、ぜひご覧ください。

雇用調整助成金

【支援額】

労働者1人につき、1日最大15000円

【対象者】

(1) 雇用保険に加入をしている事業者かつ、コロナ禍により、従業員を休業させ、休業している従業員に休業補償（賃金の60%以上）を支払っている事業者

【問合せ先】

朝霞ハローワーク 048-463-2233

持続化給付金

【給付限度額】

個人事業主：100万円

法人事業主：200万円

【対象者】

(1) 昨年同月比と比べて、売り上げが50%以上減少した方
(昨年の売上- (今年の対象月の売上×12))
の差額が給付の目安となります。

【問合せ先】

コールセンター 0120-115-570

国の給付金・助成金

国が行っているコロナ対策関係の給付金・助成金です。6月30日現時点となりますので、最新情報を知りたい方は経産省ホームページまで。